
第3章

雇用保險

3 雇用保険

雇用保険とは、労働者が失業したときや、雇用の継続が困難となる事由が生じたとき、あるいは職業に関する教育訓練を受けたときなどに、国が必要な給付を行う保険制度です。

雇用保険は、以前は失業保険と呼ばれていたことから、現在でも雇用保険といえば失業者のための保険であると捉えられることが多いようです。もちろん、失業者の生活の安定を図るための給付（基本手当）は従来から行われていますが、現在、雇用保険からの給付は「失業等給付」という名称が示すとおり、必ずしも失業者の生活保障のための給付のみを行うわけではありません。

例えば、失業者が一日も早く再就職することを促進するための給付（再就職手当、常用就職支度手当など）、失業者又は在職者が自発的に職業能力を身につけようとするときに経費の援助をするための給付（教育訓練給付金）、60歳以上65歳未満の高齢者で賃金が一定以上低下した被保険者に対する給付（高年齢雇用継続給付金）や、一定期間育児や介護を理由に休業する被保険者に対する給付（育児休業給付金・介護休業給付金など）なども、雇用保険の事業として行われているものです。

このほか、雇用保険を財源とした事業として「雇用安定事業」「能力開発事業」が行われています。雇用保険の事業は、労働者に対するものばかりでなく、求職者の雇入れや、従業員の再就職支援など、失業者の防止に努めた事業主に対する助成金の支給など全て含んだものだと言えます。

雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(雇用保険法第1条)

3－1 適用事業と被保険者

労働者を1人でも使用する事業は、事業主及び従業員の意思にかかわらず雇用保険への加入が義務付けられています。短時間労働者であっても、一定の要件を満たせば、加入しなければなりません。

◆適用事業と暫定任意適用事業◆

雇用保険は、原則として、労働者を1人以上使用するすべての事業に適用されます。例えば、一般的の工場、事務所、商店など、常時1人でも労働者を使用する事業は、事業主や従業員の意思にかかわらず適用事業となります。

ただし、農林水産業の一部の事業については、暫定任意適用事業として、雇用保険へ加入するか否かを、任意に決定することが認められています。

適用事業における雇用保険の手続きは、事業所ごとの処理が必要です。

○暫定任意適用事業とは

農林水産業のうち、常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は、暫定任意適用事業となり、必ずしも雇用保険へ加入することが義務付けられています。

ただし、暫定任意適用事業であっても、適用事業所となった場合に被保険者となるべき労働者の2分の1以上の者が加入を希望するときは、事業主は、都道府県労働局長に、雇用保険の任意加入の申請を行わなければなりません。

◆被保険者の種類◆

雇用保険の被保険者は、次の4種類に分けられます。被保険者の種類により、雇用保険の給付を受けるときの受給要件や給付内容が異なってきます。

なお、平成29年1月1日以降は、それまで「高年齢継続被保険者」を除いて適用除外であった65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となっています。

○被保険者の種類

被保険者の種類	内 容
①一般被保険者	下記の②～④に該当しない者。
②高年齢被保険者	65 歳以上の被保険者であって、③～④に該当しない者
③短期雇用特例 被保険者	季節的に雇用される者のうち、次のいずれにも該当しない者 イ 4 ルート以内の期間を定めて雇用されるもの ロ 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満であるもの
④日雇労働被保険者	日々雇用される者、又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者

◆雇用保険の被保険者となる者◆

適用事業主に雇用されている労働者は、季節的に一定期間のみで雇用される者などを除き、下記の 2 つの条件を満たせば、原則的に一般被保険者になります。

- ① 31 日以上の雇用見込みがあること。
- ② 週の所定労働時間が 20 時間以上であること。

①については、31 日以上雇用が継続しないことが明確でなければ、ここで言う「31 日以上の雇用見込みがあること」という要件に該当することとなります。このため、次の場合には、雇用契約期間が 31 日未満であっても、原則として 31 日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されます。

- ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり、31 日未満での雇止めの明示がないとき
- ・ 雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が 31 日以上雇用された実績があるとき

また、②の「週の所定労働時間」とは、就業規則・雇用契約書等により決められている、通常の週に勤務すべき時間を指します。通常の週とは、祝日や振替休日、年末年始の休日、夏季休暇などの特別休日を含まない週をいいます。

被保険者となる労働者を雇い入れたときには、事業主は、事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）にその旨を届け出なければなりません。パート労働者や派遣労働者などの雇用形態にかかわらず、一定の要件を満たせば、「一般被保険者」となります。

【雇用保険マルチジョブホルダー制度】

令和4年1月1日以降、65歳以上の労働者（高年齢被保険者）については、2つ以上の適用事業主（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること、それぞれの雇用見込みが31日以上であることの要件を満たす場合に、労働者本人からハローワーク（公共職業安定所）に申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができます。

◆雇用保険の被保険者とならない者◆

労働者の中には、もともと雇用保険の適用対象にならない者、あるいは所定労働時間等の要件を満たしていないために被保険者になれない者がいます。

具体的な条件は、以下の通りです。

雇用保険の被保険者とならない労働者

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者であって、次のイまたは□に該当する者
 - イ 4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
 - 1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- ④ 学校教育法第1条に規定する学校や、同法第124条に規定する専修学校・同法第134条に規定する各種学校で学ぶ昼間学生・生徒
- ⑤ 船員であって特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者
- ⑥ 国家公務員、地方公務員その他これに準ずる団体の職員のうち、離職した場合に他の法令、条例、規則等に基づいて受けるべき諸給与の内容が、雇用保険の求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者

○参考 被保険者に関する具体例

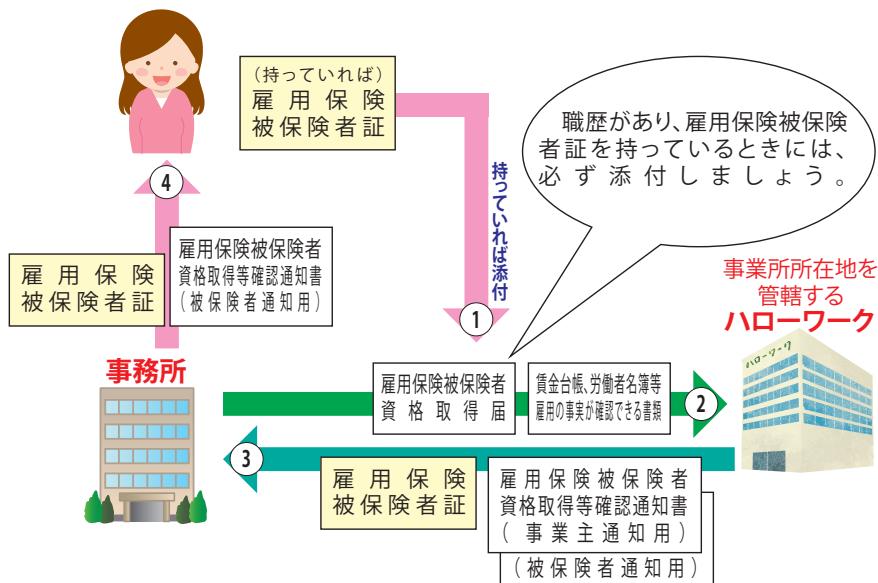
原則として被保険者にならない者	法人の代表者、役職員等	<p>原則的に被保険者なりません。</p> <p>ただし、役員のうち部長・支店長・工場長など、従業員としての身分を有し、就労実態等から労働的性格が強いものであって、雇用関係が認められる者に限り、被保険者となります。</p>
	専門学生	<p>原則的に被保険者なりません。</p> <p>ただし、卒業見込証明書があり、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業に勤務する予定の者等は、被保険者となります。</p>
	個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居の親族	<p>原則的に被保険者なりません。</p> <p>ただし、次のいずれにも当てはまる場合は、被保険者となります。</p> <p>(1) 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従つていることが明確であること。</p> <p>(2) 就業の実態が、その事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払いの時期等が就業規則、その他これに準ずるものに明確に定められ、その管理が他の従業員と同様になされていること。</p> <p>(3) 取締役等事業主と利益を一にする地位にいないこと。</p>
	生命保険会社等の外務員	<p>原則的には被保険者なりません。</p> <p>ただし、職務の内容、服務の態様、給与の算出方法等の実態により判断して雇用関係が明確な場合には、被保険者となります。</p>
	在日外国人	<p>日本国内で合法的に就労する在日外国人は、その者の国籍（無国籍を含む）のいかんを問わず被保険者になります。</p> <p>ただし、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者については、被保険者なりません。</p>
原則として被保険者になる者	日本国外で就労する者	<p>日本国内の事業所で雇用される者が、事業主の命令により、出張又は国外の支店等へ転勤した場合には、被保険者となります。</p> <p>また、国外の他の事業主の事業に出向し、雇用された場合でも、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している限り、被保険者となります。</p> <p>なお、現地で採用された者は、国籍のいかんにかかわらず被保険者なりません。</p>

3-2 雇用保険への加入と脱退

従業員を新たに雇用したとき、事業主は、従業員が被保険者となった日の属する月の翌月10日までに、事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出なければなりません。試用期間であっても同様です。

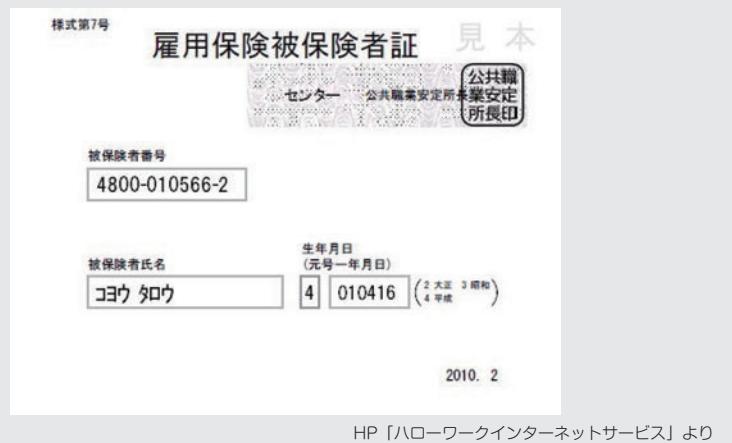
◆被保険者資格取得手続きのながれ◆

事業主は、従業員を雇用したとき又は労働条件の変更等により従業員が被保険者資格要件を満たしたときは、事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に、従業員が被保険者となった日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を提出しなければなりません。



ハローワークは、対象となる労働者が被保険者となったことを確認すると、事業主へ「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用、被保険者通知用）」及び「雇用保険被保険者証」を交付します。事業主は、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」を被保険者となった労働者に交付します。

【雇用保険被保険者証】



◆被保険者資格喪失手続きのながれ◆

事業主は、被保険者が離職、死亡、労働条件の変更等により被保険者でなくなったとき、あるいは被保険者資格要件を欠いたときに、被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、事業所の所在地を管轄するハローワークに「雇用保険被保険者資格喪失届」を届出なければなりません。

また、離職による資格喪失の場合、原則として雇用保険被保険者資格喪失届に「雇用保険被保険者離職証明書」を添付しなければなりません。

「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写になっていて、このうちの3枚目の用紙が「雇用保険被保険者離職票－2」です。ハローワークでは、「雇用保険被保険者離職票－2」の記載内容を基に、失業等給付の受給資格、給付額の算定、所定給付日数、給付制限の有無等を判断します。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられたことにより、令和3年10月1日以降に離職された方については、特定受給資格者又は特定理由離職者（雇止めの場合に限る）であって、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した場合、給付日数の延長の対象になる可能性があります。

ハローワークは、この特例の対象になる可能性がある離職者を確実に把握するため、離職証明書の⑦離職理由欄が、「4 (2) 重責解雇」、「5 (2) 労働者の個人的な事情による離職」以外であって、新型コロナウイルス感染症の影響による離職の場合には、具体的な事情記載欄（事業主用）に記載した離職理由の末尾に「(コロナ関係)」と記載するよう事業主にお願いしています。

◆被保険者資格の確認方法◆

雇用保険の被保険者資格を取得及び喪失した際は、ハローワークから一般的には事業主を通じて関係書類が交付されます。これらの交付は雇用保険の手続きがなされたことを労働者が確実に把握できるようにするためのものです。お手元にない場合は、事業主にこれらの書類の有無の照会を行うかまたは、ハローワークにおいて雇用保険の加入手続きが適正になされているかどうかの照会を労働者本人が行うこともできますのでハローワークに相談してみるとよいでしょう。

【雇用保險被保險者離職票 - 1】

様式第6号(1) 交付番号 () 交付年月日 031005		離職票一覧		再交付 GEE.MM.DD	
雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(被保険者通知用)					
99-99999999 (短)					
帳票種別 16200		1.被保険者番号 4800-010566-2		2.資格取得年月日 4-190401	
3.離職年月日 5-030930		4.被保険者種類 1 (1) 通常		5.再交付表示 (1) (1) 両交付	
離職者氏名 ヨコタタロウ		性別 1 (男)		生年月日(元号・年月日) 4 010416 (2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和)	
事業所番号 4801-001186-9		管轄区分 事業所名略称 0 労働市場センター株式会社		喪失原因 2 (1) 他の理由 (2) 3歳未満の障害 (3) 事業上の場合は (4) その他	
				離職票交付希望 1 (1) はい	
6.個人番号 					
7.番号複数取得チェック不要 <input type="checkbox"/> チェックリストに入力されたが、複数の結果、同一人にならなかった。 <input type="checkbox"/> 指定なし。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号はハローワークに来所してから、窓口で申請者本人が記入してください。					
8.住居所管轄安定所 					
10.認定日(一般) 					
※9.求職申込年月日 					
受給資格等決定年月日 					
11.認定予定期日(年始～定期) 					
12.賃金日額(区分一日額又は給額) 区分(1 日額 2 紙額) 					
13.所定給付日数の 決定区分 (1-6) 					
15.求職番号 					
16.特殊表示区分又は激甚指定期限年月日 					
14.離職理由 					
17.金融機関・店舗コード 					
18.支払区分 					
19.区分一氏名(姓) 区分(空欄 分かち書き 1 氏名変更) 					
備考 離職時年齢: 32歳 支払方法は未登録です。					
※ 所属長					
公共職業安定所長印 					
次長 課長 係長 係 操作者					
※ 所属長					
基本手当日額()円 所定給付日数()日 支給品目()					

求職者給付第十一項希望金融機關扶助用

(切り取らないでください。)

届出者	フリガナ	ヨヨワ・タロウ		
	1 氏名	雇用 太郎		
	2 住所又は居所	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3		
20. 払渡希望 金融機関	フリガナ			
	3 名称	〇〇銀行		
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通) 1234567	
	5 ゆうちょ銀行	記号番号	(総合) -	
		本店	金融機関コード	
	支店	店舗コード		

様式第6号(2)(第7条関係)

雇用保険被保険者離職票-2

① 被保険者番号	4 8 0 0 - 0 1 0 5 6 6 - 2	③ フリガナ	ヨコウ タロウ		④ 離職年月日	令和3年9月30日
② 事業所番号	4 8 0 1 - 0 0 1 1 8 6 - 9	離職者氏名	雇用 太郎			
⑤ 名称	労働市場センター 株式会社		⑥ 離職者の住所又は居所	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3		
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-1		電話番号	電話番号(0555)23-8609		
電話番号	03-5253-1111		※ 令和3年10月5日付で交付した離職票-1 (交付番号000000) 番に係る賃金支払状況である。			
事業主住所	東京都練馬区上石神井4-8-4		センター 公共職業安定所長印			
事業主氏名	労働市場センター 株式会社 代表取締役 労働 邦一					
離職の日以前の賃金支払状況等						
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ 被保険者期間算定対象期間	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数	賃金額		⑬ 備考
Ⓐ 一般被保険者等	(Ⓑ)短期雇用特例被保険者等	Ⓐ 一般被保険者等	Ⓐ 基礎日数	Ⓐ	Ⓑ	計
離職日の翌日 10月1日	10月1日	9月21日～離職日 30日	9月21日～離職日 10日	95,000		
9月1日～8月31日	8月1日～8月31日	8月21日～9月20日 月31日	8月21日～9月20日 31日	200,000		
7月1日～7月31日	7月1日～7月31日	7月21日～8月20日 月31日	7月21日～8月20日 31日	200,000		
6月1日～6月30日	6月1日～6月30日	6月21日～7月20日 月30日	6月21日～7月20日 30日	200,000		
5月1日～5月31日	5月1日～5月31日	5月21日～6月20日 月31日	5月21日～6月20日 31日	200,000		
4月1日～4月30日	4月1日～4月30日	4月21日～5月20日 月30日	4月21日～5月20日 30日	200,000		
3月1日～3月31日	3月1日～3月31日	3月21日～4月20日 月31日	3月21日～4月20日 31日	200,000		
2月1日～2月28日	2月1日～2月28日	月 日～月 日 月28日	月 日～月 日 日			
1月1日～1月31日	1月1日～1月31日	月 日～月 日 月31日	月 日～月 日 日			
12月1日～12月31日	12月1日～12月31日	月 日～月 日 月31日	月 日～月 日 日			
11月1日～11月30日	11月1日～11月30日	月 日～月 日 月30日	月 日～月 日 日			
10月1日～10月31日	10月1日～10月31日	月 日～月 日 月31日	月 日～月 日 日			
月 日～月 日	月 日	月 日～月 日 月 日	月 日～月 日 日			
⑭ 賃金に関する特記事項					<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(健康保険被保険者証) <input type="checkbox"/> その他()	
※ 公共 職業 安定 所 記載欄	⑮欄の記載 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⑯欄の記載 <input checked="" type="checkbox"/> 有 資格	無	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-bottom: 10px;">写真欄</div> 3×2.4			

注意

- 基本手当は受給資格者が、高齢求職者給付金は高齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
 - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1(別紙)を提出すること。
 - 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保存すること。
 - この離職票-2を滅失し、又は紛失したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。
- *基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、裏面の「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

⑦離職理由欄…離職の方は、主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の離職者記入欄の□の中に○印を記入の上、下の具体的な事情記載欄に具体的な事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由	*離職区分
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの … (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 … (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1 A
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	2 定年によるもの … 定年による離職(定年・歳)	1 B
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	3 労働契約期間若狭いによるもの … (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定めた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 簡月、通算契約期間 簡月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限による離職に該当する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当する・しない) (定年後の再雇用時にあらかじめ定めた雇用期限到来による離職で、ある・ない) (4年6箇月以上5年以下での通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で、ある・ない) →ある場合(事業所の初期労働者と一緒に4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日前から定められていた・いかなかった)	2 A 2 B 2 C 2 D 2 E
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	3 (2) 労働契約期間満了による離職 ① 下記②以外の労働者 (1回の契約期間 簡月、通算契約期間 簡月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) (直前の契約更新時に雇止め通知の 有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加がある・ない) 労働者から契約の更新又は延長 <input type="checkbox"/> を希望する旨の申出があつた 労働者から契約の更新又は延長 <input type="checkbox"/> を希望しない旨の申出があつた 労働者から契約の更新又は延長 <input type="checkbox"/> の希望に関する申出はなかつた 【契約の更新又は延長の希望の 有・無】	3 A 3 B 3 C 3 D 4 D 5 E
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 簡月、通算契約期間 簡月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の 有・無 (更新又は延長しない旨の明示の 有・無)) 労働者から契約の更新又は延長 <input type="checkbox"/> を希望する旨の申出があつた 労働者から契約の更新又は延長 <input type="checkbox"/> を希望しない旨の申出があつた 労働者から契約の更新又は延長 <input type="checkbox"/> の希望に関する申出はなかつた a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかつたことによる場合 (指示した派遣就業が取やめになつたことによる場合を含む) (a) に該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。)	1 A 1 B 1 C 1 D 1 E
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	… (3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	2 A
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	4 移籍出向	2 B
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	4 事業主からの働きかけによるもの … (1) 解雇 (重曹解雇を除く) … (2) 退職解雇 (この責めに帰すべき重大な理由による解雇) … (3) 希望退職の募集又は退職勧奨	2 C
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	… (1) 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの … (2) その他 (理由を具体的に)	2 D
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	5 労働者の判断によるもの … (1) 職場における性別による離職 … (2) 労働条件に係る問題 (賃金低下、賃金配分、時間外労働、採用条件との相違等) があったと労働者が判断したため … (3) 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動 (故意の排斥、嫌がらせ等) を受けたと労働者が判断したため … (4) 妊娠、出産、育児、子供扶養、障害者扶養等に係る問題 (出産の申出拒否、妊娠、出産、育児、子供扶養等を理由とする不利益取扱い) が該当する場合と労働者が判断したためを考慮した離職 … (5) 事業所での大規模な人員整理があつたことを考慮した離職 … (6) 事業所移転により通勤困難となつたため (新住所:) … (7) その他 (理由を具体的に)	2 E 3 A 3 B 3 C 3 D 4 D 5 E
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	… 6 その他 (1~5のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	
具体的な事情記載欄 (事業主用) 自己都合による退職		
具体的な事情記載欄 (離職者用) 事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。		
同上		

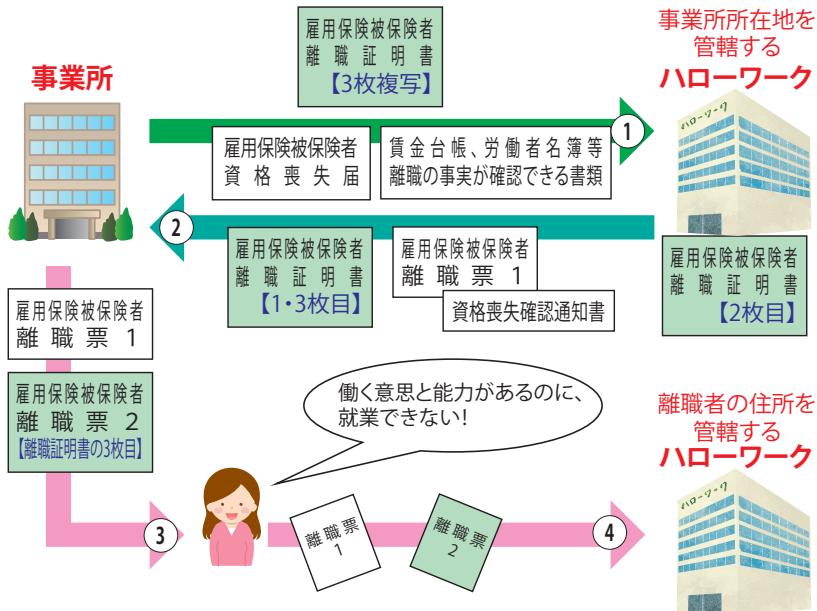
⑩離職者本人の判断 (○で囲むこと)

事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

⑪ ⑦欄の自ら記載した事項に間違いがないことを認めます。

(離職者氏名) 雇用太郎

【被保険者資格喪失手続きのながれ】



※ 離職者は、事業主から離職票1・2が交付されないと、ハローワークで基本手当等の受給手続を行えません。そのため、事業主には、遅滞なく離職票を交付することが求められます。

◆雇用保険の遡及加入◆

雇用保険に加入しないまま働き始めてしまったとき、あとから遡って雇用保険に加入し、被保険者だったものとして取り扱われるは原則2年までですが、以下のケースについては2年を超えて遡って加入できるようになりました。

- ① 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが、①給与明細 ②賃金台帳 ③源泉徴収票のいずれかの書類により確認された者
→ 2年を超えて遡及適用する。
- ② ①の場合で、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたとき
→ 保険料徴収時効の2年を経過後も、保険料の納付を可能とする。

◆日雇労働者の被保険者資格について◆

雇用保険法における日雇労働者とは、日々異なる事業主に雇用され、次のいずれかに該当する者を言います。

- ① 日々雇用される者
- ② 30日以内の期間を定めて雇用される者

そのうち、厚生労働省の認める適用事業に雇用されるなどの一定の条件を満たせば、日雇労働被保険者として、雇用保険に加入することができます。

日雇労働者として働き始めた方は、働き始めてから5日以内に、居住する地域のハローワークで、自分で加入手続きを行うことが必要です。被保険者資格を取得すると、一般被保険者の「雇用保険被保険者証」に相当する「日雇労働被保険者手帳」が交付されます。

事業主は日雇労働者を雇用し賃金を支払う都度、日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙を貼り、これに消印をすることによって印紙保険料の納付をすることになります。

日雇労働被保険者の失業の認定は日々行われます。給付を受けようとする月の前2月間において合計26日以上の日雇就労を適用事業所で行い、就業した事業所から日雇手帳に雇用保険印紙の貼付等を受けることにより、公共職業安定所から、その数と納付額に応じた日雇労働求職者給付金を受けることができます。

3－3 雇用保険料

雇用保険料は、勤務先の事業の内容によって変わります。

雇用保険料は、事業主と労働者（被保険者）の双方が負担します。

このうち被保険者負担分については、事業主が被保険者の毎月の賃金から控除して徴収することができます。事業主は、被保険者負担分と事業主負担分とを合わせて、事業所を管轄する都道府県労働局に納付します。

◆一般保険料の算定◆

雇用保険料のうち、使用する労働者に事業主が支払う賃金を基礎として算定するものを一般保険料といいます。ここでいう賃金には賞与や超過勤務手当・休日手当・通勤手当等も含まれます。

被保険者が負担する雇用保険料は、毎月の賃金及び賞与に、下記の雇用保険料率を乗じたものであり、労使双方が負担します。

① 令和4年4月1日から9月30日までの保険料率（予定）

事業の種類	雇用保険 料率	被保険者負担率		事業主負担率	
		失業 等 給 付		失業 等 給 付	
一般の事業	9.5 1000		3 1000		3 1000
農林水産業	11.5 1000		4 1000		4 1000
清酒製造業					3.5 1000
建設業	12.5 1000		4 1000		4 1000
					4.5 1000

② 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの保険料率（予定）

事業の種類	雇用保険 料率	被保険者負担率		事業主負担率	
		失業 等 給 付		失業 等 給 付	
一般の事業	13.5 1000		5 1000		5 1000
農林水産業	15.5 1000		6 1000		6 1000
清酒製造業					3.5 1000
建設業	16.5 1000		6 1000		6 1000
					4.5 1000

◆日雇労働被保険者に関する印紙保険料の納付◆

日雇労働被保険者及び事業主は、一般保険料に加え、印紙保険料を納付しなければなりません。

印紙保険料は、日雇労働者の賃金日額の区分に応じて3段階の定額制になっています。事業主は、日雇労働被保険者に賃金を支払うたびに、購入した雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼り、これに消印（割印）することによって、印紙保険料を納付したものとしています。

3－4 求職者給付

労働者が失業したときに雇用保険から給付される基本手当は、失業前に一定の被保険者期間があることや、就職しようという意思があることなど、いくつかの要件を満たした場合に受給することができます。

雇用保険からの給付のうち、労働者が失業したとき、あるいは雇用の継続が困難となるような事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進を図るための給付を失業等給付といいます。

失業等給付には、失業者が求職活動をする間の生活の安定を図るための求職者給付、失業者が再就職するのを援助・促進するための就職促進給付、高齢者や育児・介護を行う者の職業生活の円滑な継続を援助・促進するための雇用継続給付、労働者の主体的な能力開発を支援するための教育訓練給付の4種類があります。ここではまず、失業等給付のうち最も基本となる基本手当について説明します。

◆基本手当の受給資格◆

一般被保険者が、離職して失業の状態にあるときに、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職してもらうために、失業している日について支給される給付を基本手当といいます。基本手当を受給するためには、次の3つの要件を満たさなければなりません。

- (1) 總職の日以前の2年間（または1年間）に必要な被保険者期間があること。
ただし、離職理由により必要な被保険者期間が異なります。
- (2) 「失業」の状態にあること。
- (3) ハローワークに「求職の申込み」をしていること。

(1) 被保険者期間について

離職の日からさかのぼった一定期間に、次の①、②の「被保険者期間」があること。

① 定年・自己都合・懲戒解雇等により離職した者（特定受給資格者及び特定理由離職者以外の者）

離職の日以前2年間に、離職日からさかのぼって1ヶ月ごとに区切った期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上ある月が12ヶ月以上あり、かつ雇用保険に加入していた期間が原則満12ヶ月以上であること。

② 倒産、普通解雇等により離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）及び 雇止めにより離職した有期雇用者等（特定理由離職者）

上記の特定受給資格者及び特定理由離職者以外の者である要件を満たすか、もしくは離職の日以前1年間に、離職日からさかのぼって1ヶ月ごとに区切った期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上ある月が6ヶ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が原則満6ヶ月以上であること。

（2）「失業」の状態とは

- ① 積極的に就職しようとする意思があること。
- ② いつでも就職できる能力（環境・健康状態）があること。
- ③ 積極的に就職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態にあること。

したがって、次のような場合は、失業給付を受けることはできません。

ア. 病気や怪我のため、すぐには働けないとき。

（労災保険の休業補償又は健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含む）

イ. 妊娠・出産・育児などによりすぐに働けないとき。

ウ. 親族の看護に専念し、すぐに働けないとき。

エ. 定年などで退職し、しばらく休養するとき。

オ. 結婚して家事に専念するとき。

カ. 自営業を始めたとき。

（準備に専念した場合を含み、収入の有無を問いません）

キ. 新しい仕事についたとき。

（パート、アルバイト、見習・研修期間なども含み収入の有無を問いません）

ク. 会社、団体の役員に就任したとき。

ケ. 学業に専念するとき。

コ. 就職することがほとんど困難な職業や労働条件にこだわりつづけるとき。

サ. 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望するとき。

※ 税理士等の有資格者で法律によりその業務を行うための登録が義務づけられている方は状況により、失業給付を受けられない場合があります。詳しくは事前に必ずハローワークへ確認して下さい。

※ ア、イ、ウ、エに該当する方は受給期間の延長手続（受給の開始を先に延ばすということであり、手当の受給日数が増えることではありません。）を行えることがあるためハローワークへご相談下さい。

（3）「求職の申込み」について

一般被保険者が失業して基本手当を受給するためには、本人の住所を管轄するハローワークに求職の申込みをしたうえで、離職票を提出して受給資格の決定を受けなければなりません。

ハローワークでは、求職の申込みがされていることと受給要件を満たしていることを確認した上で受給資格の決定を行います。したがって、離職日の翌日から求職の申込みをして受給資格の決定をするまでの期間については、給付の対象とはなりません。

「受給資格の決定」については、離職後いつまでに受けなければならないという定めはありません。ただし、基本手当を受給することができる期間（受給期間）は離職の日の翌日から1年間が原則ですから、離職票の提出と求職の申込みが遅れると、受給期間が短くなり、給付が途中で打ち切られことがありますので注意しましょう。

◆基本手当日額◆

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。

基本手当日額は、原則として離職した日の直前6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（これを「賃金日額」といいます）のおよそ50%～80%（60～64歳については45%～80%）となっています。

なお、離職日における年齢に応じて、上限額が設定されています。

（令和3年8月1日現在）

30歳未満	6,760円
30歳以上 45歳未満	7,510円
45歳以上 60歳未満	8,265円
60歳以上 65歳未満	7,096円

◆所定給付日数◆

基本手当は、失業しているあいだずっと支給されるものではなく、再就職に至るまでの「難易度」などに応じて最大の給付日数が定められています。これを「所定給付日数」といいます。

再就職までの難易度とは、具体的には、離職日における年齢や被保険者であった期間の長短、障害者等就職困難な者であるか否かによって定められています。

なお、離職の日の翌日から1年以内に、基本手当や再就職手当などをまったく受給しないで再就職し、再び雇用保険の被保険者となった場合には、前の会社における被保険者であった期間を通算することができます。

① 65歳未満で離職した者

ア 一般的の受給資格者（定年退職、自己の都合、懲戒解雇等で離職した者）

特定理由離職者の2

離職時の年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		※			
	全年齢共通	90日	90日	120日	150日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	150日		300日	
	45歳以上 65歳未満			360日	

※ 1年未満で受給資格を得られるのは特定理由離職者の2に限られる。

イ. 特定受給資格者及び特定理由離職者の1※

離職時の年齢	被保険者であった期間	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		※				
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	
30歳以上 35歳未満		120日		210日	240日	
35歳以上 45歳未満		150日	180日	240日	270日	
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日	
障害者等の 就職困難者	45歳未満			300日		
	45歳以上 65歳未満	150日		360日		

なお、雇止めにより離職した有期雇用者（特定理由離職者の1）については、特定受給資格者の表に基づき所定給付日数が決定されますが、受給資格に係る離職の日が令和7年3月31日までの間にある場合の暫定措置となります。

また、倒産や解雇などにより離職した者で、難治性疾患有していたり、雇用されていた事業が激甚災害の被害を受けた場合などで、特に積極的に求職活動を行っている者については、個別延長給付の対象となり、給付日数が30日～120日延長される場合があります。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、法施行日（令和2年6月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる者については、給付日数の延長（60日または30日）の対象となる場合があります。

対象となる場合は、所定給付日数分の支給を受け終わる認定日において、ハローワークで延長の判断・処理を行いますので、別途申請等の手続きは必要ありません。

制度の詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

○ 「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」の判断基準

倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者を、特定受給資格者といいます。特定受給資格者又は特定理由離職者に該当すると、一般の受給資格者に比べて、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。該当するか否かの判定は、事業主と離職者の双方が主張する離職理由及びそれぞれの主張を確認できる資料による事実確認などをもとに、離職者の住所を管轄するハローワークで慎重に行われます。

新型コロナウイルス感染症の影響でシフト制労働者（勤務日数や時間がシフトにより決定される労働者）のシフトが減少したことにより離職した労働者については、厚生労働省から下記の特例等が示されています。

1 労働契約に具体的な就労日数等の定めがある場合

- 具体的な就労日数が労働条件として明示されている一方で、シフトを減らされた場合

●契約更新時に従前の労働条件からシフトを減らした労働条件を提示されたため、更新を希望せずに離職した場合

などは、「特定理由離職者」または「特定受給資格者」として認められる場合があります。

2 上記1の場合以外で勤務シフトの減少により週の労働時間が20時間以下回ることとなる場合

シフト制労働者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、シフトが減少し（労働者が希望して減少した場合は除く）、概ね1か月以上の期間、労働時間が週20時間を下回った、または下回ることが明らかになったことにより令和3年3月31日以降に離職した場合は、「特定理由離職者」として取り扱われます。

【特定受給資格者の判断基準】

1. 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者（※）及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者

※ 事業所において、30人以上の離職者が生じることが予定されている場合は、再就職援助計画の作成義務があり、再就職援助計画の申請をした場合も、当該基準に該当します。

また、事業所で30人以上の離職者がいないため、再就職援助計画の作成義務がない場合でも、事業所が事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者に關し、再就職援助計画を作成・提出し、公共職業安定所長の認定を受けた場合、大量雇用変動の届出がされたこととなるため、当該基準に該当します。

- (3) 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

2. 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより

離職した者

- (3) 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったことにより離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかつた場合に限る。）
- (5) 離職の日の属する月の前6か月間のうちに[1] いずれか連続する3か月で45時間、[2] いずれか1か月で100時間、又は[3] いずれか連続する2か月以上の期間の時間外労働（平成31年4月以降は休日労働も含む）を平均して1か月で80時間を超える時間外労働が行われたため離職した者。事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかつたため離職した者
- (6) 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るために制度の利用を不當に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用したこと等を理由として不利益な取扱いをしたため離職した者
- (7) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなり離職した者
- (9) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなり離職した者（上記（8）に該当する場合を除く。）
- (10) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者、事業主が職場におけるセクシュアルハラスメントの事実を把握しているながら、雇用管理上の必要な措置を講じなかつたことにより離職した者及び事業主が職場における妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する言動により労働者の就業環境が害されている事実を把握しているながら、雇用管理上の必要な措置を講じなかつたことにより離職した者
- (11) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）

- (12) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者
- (13) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

令和2年5月1日以降に、離職者本人の職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合は、特定受給資格者と取り扱われる場合があります。

【特定理由離職者の判断基準】

1. 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）（上記「特定受給資格者の範囲」の2.の(8)又は(9)に該当する場合を除く。）（※補足1）
2. 以下の正当な理由のある自己都合により離職した者（※補足2）
 - (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
 - (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
 - (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
 - (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
 - (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - (a) 結婚に伴う住所の変更
 - (b) 育児に伴う保育所その他これに準する施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - (c) 事業所の通勤困難な地への移転
 - (d) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - (e) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - (f) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避

- (g) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- (6) その他、上記「特定受給資格者の範囲」の2.の(11)に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等

※補足1 労働契約において、契約更新条項が「契約の更新をする場合がある」とされている場合など、契約の更新について明示はあるが契約更新の確約まではない場合がこの基準に該当します。

※補足2 給付制限を行う場合の「正当な理由」に係る認定基準と同様に判断されます。

令和2年2月25日以降に、以下の理由により離職した方は「特定理由離職者」となります。

- ① 同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ② 本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合

② 65歳以上で離職した者

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

高年齢求職者給付金は一時金として支給されます。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・離職していること
- ・積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事がみつからない状態にあること
- ・離職前1年間に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算）であること

◆受給資格の決定から受給開始まで◆

基本手当は、受給資格決定日（求職申込日）の後、ただちに支給されるものではなく、求職の申込みを行った日から「失業」の状態にあった日が通算して7日間に達しなければ基本手当は支給されません。これを「待期」といいます。

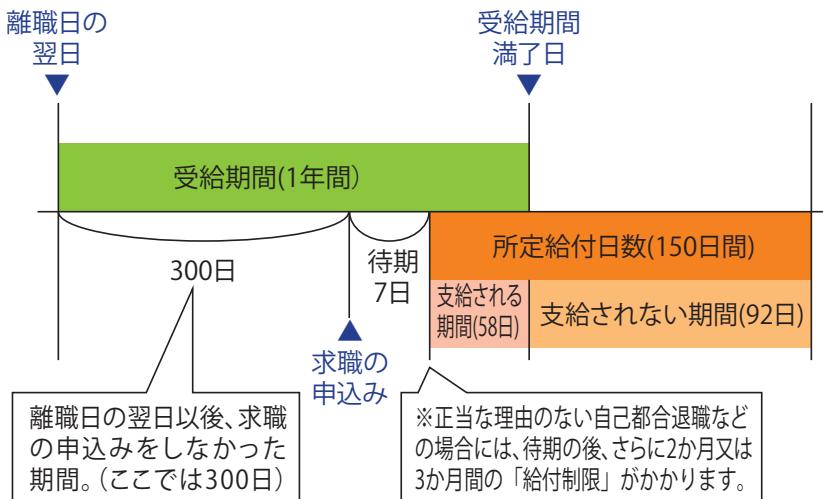
受給資格者は、受給資格決定後、ハローワークが指定した期日に実施する「職業講習会」及び「雇用保険説明会」に出席し、ハローワークの利用案内と雇用保険制度に関する説明を受けることになります。そして受給資格決定日から約3週間後の初回認定日（初回の認定日は受給資格決定時に公共職業安定所長が指定します）にハローワークへ出向き、受給資格者が失業の状態にあるかどうかの確認を受けます。その後、給付制限のある方は3か月の給付制限に入ることになり、給付制限のない方は支給が開始されます。支給開始以降は、原則として4週間（28日）ごとに失業認定日があり、その都度出向くことになります。

◆受給期間◆

雇用保険の受給資格者が、基本手当を受けることができるのは、原則として離職した日の翌日から1年間です。これを「受給期間」といいます。

- * 所定給付日数330日の方の受給期間は離職の日の翌日から1年+30日、360日の方は離職の日の翌日から1年+60日となります。
- * 個別延長給付に該当する者で給付日数が30日～120日延長された者については、通常の受給期間に延長する日数を加えた期間が受給期間となります。

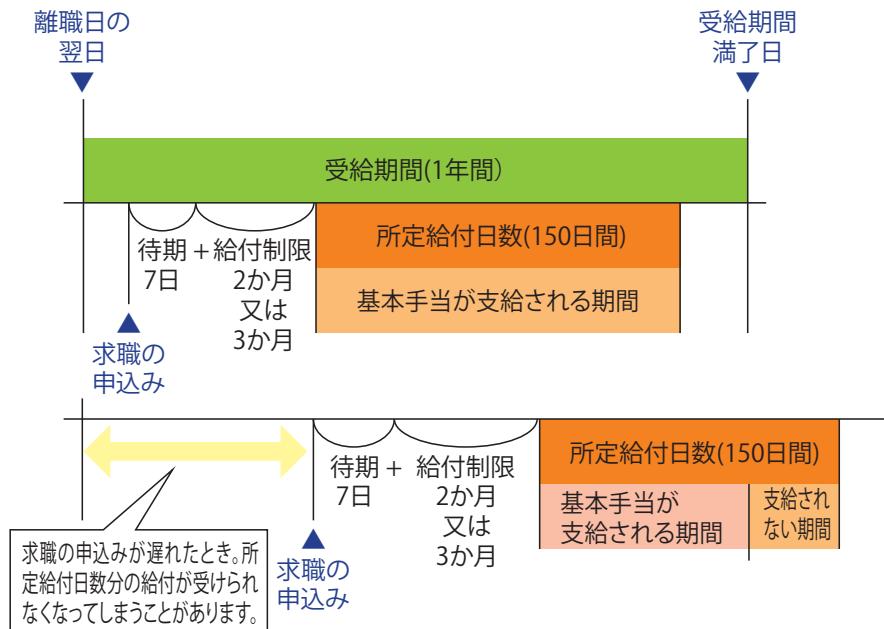
基本手当は、受給期間内に、所定給付日数の限度内で支給されます。離職後、受給手続きが遅れたことなどの理由により、基本手当の給付途中で受給期間が満了してしまうと、たとえ所定給付日数が残っていても、残りの基本手当を受給することはできません。



◆給付制限◆

被保険者が、正当な理由がなく自己の都合により退職した場合や、自己の責めに帰すべき重大な理由により懲戒解雇された場合には、「待期（7日間）」満了後、さらに3か月経過した日の翌日から支給の対象となります。

令和2年10月1日以降の離職については、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。



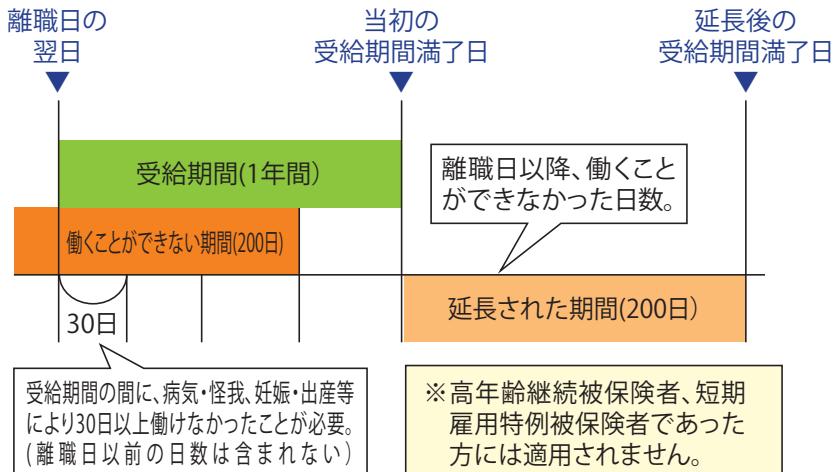
○疾病等を理由とした受給期間の延長制度

病気や怪我、妊娠、出産、育児、介護等のため、離職日の翌日以降、引き続き 30 日以上職業に就くことができない状態にあるときには、働くことができない期間が 30 日経過した日からできるだけ早期（＊）にハローワークに申請することにより、職業に就くことができない日数を受給期間に加えることができます（延長できる期間は最大 3 年間となっています）。ただし支給日数が増えるわけではありません。

*申請期間については、受給資格に係る離職日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（延長後の受給期間が 4 年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）です。

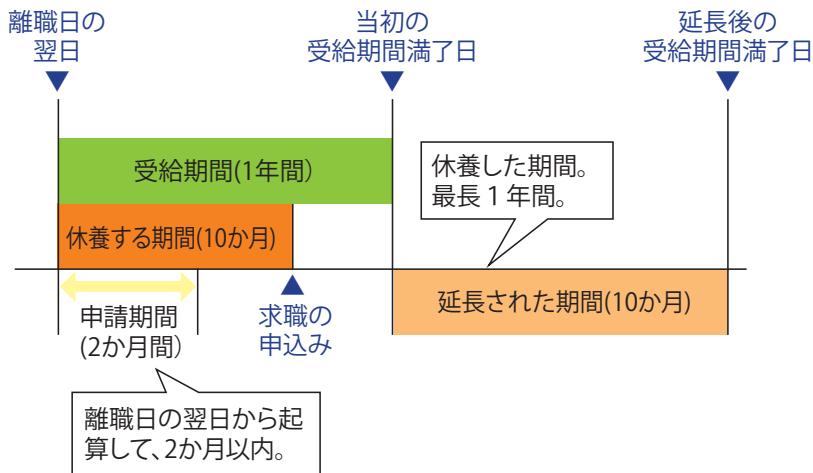
新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、以下の理由の場合も、特例として受給期間を延長することが認められています。

- ① 型コロナウイルス感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控える場合
- ② 新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状（風邪の症状や発熱がある場合、強い倦怠感や息苦しさがある場合など）がある場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となった場合



○定年退職等に対する受給期間の延長制度

「60歳以上の定年に達して離職した方」や「60歳以上の定年後の継続雇用制度を利用し同一の事業所で引き続き被保険者として雇用され、かつ高年齢者雇用安定法に定められた年齢以上でその制度の終了により離職した方」は、離職日の翌日から2か月以内にハローワークに申し出ることによって、受給期間を最長1年間延長することができます。ただし支給日数が増えるわけではありません。



3－5 傷病手当

基本手当の給付開始後、病気や怪我のため引き続き 15 日以上働けなかったときには、基本手当に代わって「傷病手当」が支給されます

基本手当の支給が開始されれば、「失業の認定」を受けた日について支給が行われます。しかし、基本手当の支給の対象となる日に、病気や怪我のためすぐには働けないような状態になってしまったら、その日は「失業」の認定が受けられないことになり、基本手当を受給することができなくなります。

そこで、受給資格者が離職後ハローワークへ出向き、求職の申込みをした後で、病気や怪我の療養のために 15 日以上働くことができなくなったときには、基本手当の代わりに傷病手当の支給申請ができるようになっています。

ただし、傷病手当を受けられる者が同一の事由により、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付（業務災害）や休業給付（通勤災害）を受ける時には、傷病手当は支給されません。

傷病手当の 1 日あたりの給付額は、基本手当日額と同額です。また、傷病手当の給付日数は、基本手当の所定給付日数からすでに支給された基本手当の日数を差し引いた残りの日数となります。したがって、傷病手当を受給すると、基本手当を受給したのと同じだけ給付を受けたことになります。

なお、病気や怪我が長引いて 30 日以上働けなくなった場合には、傷病手当を申請するか、又は受給期間の延長を申請するかを選択することができます。

3－6 技能習得手当

都立職業能力開発センターでは、求職中の方や新たに職業に就こうとしている方などに、就職に向けて必要な知識・技能を学んでいただくための職業訓練を実施しています。このような公共職業訓練施設に、ハローワークの受講指示を受けて入校した方には、基本手当や受講手当などが支給されます。

ハローワークで行う「職業相談」の中で、再就職のため公共職業訓練を受講することが必要であると認められ、ハローワークの受講指示を受けて職業能力開発センターや職業訓練校などの公共職業訓練施設に入校した者については、訓練期間中の生活の安定のために、下記の手当が支給されます。

さらに、公共職業訓練を受講している期間は、訓練期間中に所定給付日数が終了しても訓練が終了する日まで、引き続き基本手当を受給することができます。

受講手当……公共職業訓練を受講した日ごとに、原則的に1日につき500円支給されます。 ※上限 40日(20,000円)

通所手当……公共職業訓練を行う施設に通所するために民間交通機関等を利用する場合には、通所手当が支給されます（片道2キロ未満であるものを除く。）。 ※上限月額 42,500円

寄宿手当……公共職業訓練を受講するために、受給資格者により生計を維持されている同居の親族と別居して自宅以外の場所に寄宿しなければならないときには、寄宿手当が支給されます。

※上限月額 10,700円

公共職業訓練施設への入校は個人で申し込むこともできますが、これらの手当が支給されるのは、ハローワークの受講指示によって公共職業訓練を受けた場合に限ります。

3－7 就職促進給付

雇用保険では、失業者に対してできるだけ早く再就職しようという意欲を喚起・促進するため、早期に再就職した場合には、再就職手当や就業手当などの就業促進給付を支給することになっています。

雇用保険からの給付は、失業者の生活の安定を図ることにより、求職活動を行いやすくするために支給するものです。

けれども、再就職の機会があるにもかかわらず、すぐに就職しようとしないで、「できるかぎり基本手当をもらい続けよう」とすることも考えられます。

そこで、雇用保険では、失業者に対してできるだけ早く再就職しようという意欲を喚起・促進するため、一定程度早期に再就職した場合には、再就職手当や就業手当などの就業促進給付を支給することとしています。

◆再就職手当とは◆

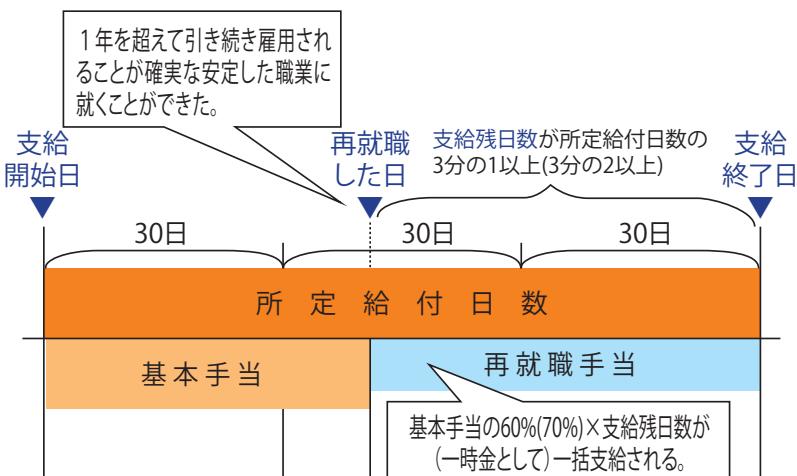
再就職手当とは、基本手当の受給者が早期に安定した職業に就いた場合に、就職日の前日までの基本手当の支給残日数に応じて手当を支給するものです。再就職手当は、下記の要件をすべて満たして就職したときに、就職の翌日から1か月以内に申請することにより「基本手当日額×支給残日数」の60～70%相当額を一時金として受給することができます。支給残日数が所定給付日数の3分の1以上の人には60%相当額、3分の2以上の人には70%相当額が支給されます。

なお、就職せず、自営業者となって事業を開始したときにも、再就職手当が支給される場合があります。

再就職手当の支給要件

- ・ 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であること。
- ・ 就職日の前日までの失業の認定を受けたうえで、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。ただし、給付制限中に就職した場合の支給残日数は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までに受給できる日数となる。また、就職日から受給期間満了日までの日数が限度となる
- ・ 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合は、「待期」を経過後1か月間については、ハローワークの紹介又は厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。

- ・「待期」が経過した後職業に就いたこと。
- ・再就職先の事業主が、離職前と同一あるいは関連事業主でないこと。
- ・採用の内定が「受給資格決定日」以降であること。
- ・過去3年間以内に、「再就職手当」、「常用就職支度手当（支度金）」の支給を受けていないこと。
- ・再就職先で雇用保険の被保険者資格を取得していること。



◆就業促進定着手当とは◆

就業促進定着手当とは、再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に雇用保険の被保険者として6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の30～40%を上限として、低下した賃金の6か月分を支給するものです。

就業促進定着手当の支給額は、

(離職前の賃金日額 - 再就職後6か月間の賃金の1日分の額)

× 再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数

となります。

ただし月給制の場合には、「再就職後6か月間の賃金の1日分の額」は「再就職後6か月間の賃金の合計額 ÷ 180」、「再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数」については、原則、暦日数（30日、31日など）となります。

就業促進定着手当の支給要件は下記の通りです。

就業促進定着手当の支給要件

平成 26 年 4 月 1 日以降の再就職で、次の要件をすべて満たしている者

- ・ 再就職手当の支給を受けていること。
- ・ 再就職の日から、同じ事業主に 6 か月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること（起業により再就職手当を受給した場合には、「就業促進手当」は受けられません）。
- ・ 所定の算出方法による再就職後 6 か月間の賃金の 1 日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

◆就業手当とは◆

就業手当とは、基本手当の受給者が早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く一時的な就業）をした場合で、かつ下記の要件をすべて満たしたときに、失業の認定日にあわせて 4 週間に 1 回申請することにより、就労した日ごとに基本手当日額の 30%相当額の就業手当を支給するものです。

就業手当の支給要件

- ・ 常用雇用以外で仕事等をしたこと。
- ・ 就職（就労）日の前日までの失業の認定を受けたうえで、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ 45 日以上であること。ただし、給付制限中に就職（就労）した場合の支給残日数は、給付制限が終わった日の翌日から受給期間満了日までに受給できる日数となります。また、就職日から受給期間満了日までの日数が限度です。
- ・ 再就職先の事業主が、離職前と同一あるいは関連事業主でないこと。
- ・ 「受給資格決定日」前に就職が内定した事業主に雇用されたものでないこと。
- ・ 「待期」が経過した後職業に就いたこと。
- ・ 受給資格に係る離職理由により「給付制限」を受けた場合には、「待期」が経過後 1 か月間は、ハローワークの紹介又は厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。

再就職手当と就業手当のどちらが支給されるかは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実な、安定した職業に就いたかどうか」で判断されます。

◆常用就職支度手当とは◆

常用就職支度手当とは、基本手当の受給資格者のうち、障害者その他常用就職することが困難な方が再就職した場合に、一定の要件のもとに一時金として支給するものです。

常用就職支度手当の支給要件

- ・ 支給残日数が所定給付日数の3分の1未満であること。
- ・ ハローワークの紹介又は厚生労働大臣が許可した職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと。
- ・ 「待期」が経過した後職業に就いたこと。また「給付制限」がある者は、給付制限が経過した後、職業に就いたこと。
- ・ 1年以上引き続いて雇用されることが確実であること。
- ・ 雇用保険に加入する労働条件で働いていること。
- ・ 「再就職手当」の支給を受けることができないこと。
- ・ 離職前の事業主に再び雇用されたものないこと。
- ・ 過去3年以内の就職について、「再就職手当」、「常用就職支度手当（支度金）」、の支給を受けていないこと。

常用就職支度手当の支給額は、下記の式で計算します。

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	90日分 × 基本手当日額等 × 40%
45日以上90日未満	残日数 × 基本手当日額等 × 40%
45日未満	45日分 × 基本手当日額等 × 40%

※ 所定給付日数270日以上の方は、「90日分×基本手当日額×40%」となります。

3－8 高年齢雇用継続給付

雇用保険には、在職者を対象とする給付もあります。その一つとして、60歳時点の賃金に比べて、一定程度賃金が下がってしまった65歳未満の労働者を対象とした、高年齢雇用継続給付があります。

高年齢雇用継続給付は、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一般被保険者に支給される給付であり、高年齢者の働く意欲を維持・喚起し、65歳までの雇用の継続を援助・促進することを目的としています。

高年齢雇用継続給付には、基本手当を受給しないで引き続き働いている人を対象とする高年齢雇用継続基本給付金と、基本手当を受給し再就職した人を対象とする高年齢再就職給付金があります。

◆支給要件◆

高年齢雇用継続給付は、次の要件をすべて満たしているときに支給されます。

- ① 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。
- ② 被保険者であった期間が、通算して5年以上であること。

「被保険者であった期間」は、離職等により被保険者資格を喪失したことがある場合、新たな被保険者資格の取得までの期間が1年以内であり、かつその期間内に基本手当（再就職手当、早期再就職支援金、傷病手当を含む）を受給していなければ、すべて通算されます。

60歳到達時点において、被保険者であった期間が5年に足りない場合には、5年に達した日の属する月から給付の対象となります。

- ③ 原則として、60歳時点等と比較して、60歳以後の賃金が60歳時点等の75%未満となっていること
- ④ 育児休業給付・介護休業給付の支給対象となっていないこと。

◆支給を受けられる額◆

高年齢雇用継続給付の支給額は、60歳以上65歳未満の各月の賃金が、60歳到達前の6か月間の平均賃金（これを「賃金月額」と言います）の61%以下に低下した場合は、各月の賃金の15%相当額となり、60歳時点の賃金の61%超75%未満に低下した場合は、その低下率に応じて、各月の賃金の15%相当額未満の額となります。

賃金の「低下率」が

- 61%以下のとき ⇒各月の賃金の15%相当額が支給されます
※令和7年4月1日以降に60歳となる労働者については10%に縮小される予定です。
- 61%を超え75%未満のとき ⇒低下率に応じた支給率により支給されます
- 賃金月額の75%以上のとき ⇒高年齢雇用継続給付は支給されません

高年齢雇用継続給付には、支給限度額・最低限度額が設定されており、各月の賃金が360,584円を超える場合や、算定された支給額が2,061円を下回る場合には支給されません（令和3年8月1日改定）。

賃金月額が30万円である場合の支給額の例

- (1) 支給対象月に支払われた賃金が26万円のとき

賃金が75%未満に低下していませんので、支給されません。

- (2) 支給対象月に支払われた賃金が20万円のとき

低下率が66.67%で61%を越えていますので、

$$\text{支給額} = -\frac{183}{280} \times 20\text{万円} + \frac{137.25}{280} \times 30\text{万円} = 16,340\text{円}$$

- (3) 支給対象月に支払われた賃金が18万円のとき

低下率が60%ですので、支給額=18万円×15%=2万7千円

なお、高年齢雇用継続給付を受けると、厚生年金については、在職による年金の支給停止に加え、さらに年金の一部が支給停止となります。詳細については、最寄りの年金事務所へお問合せください。

◆高年齢雇用継続基本給付金◆

高年齢雇用継続基本給付金は、60歳到達後も継続して雇用され、各月の賃金が60歳到達時点に比べて75%未満に低下した場合に支給されます。支給期間は、被保険者が60歳に達した月から65歳に達する月までです。

◆高年齢再就職給付金◆

高年齢再就職給付金は、基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職先の賃金月額が、基本手当の基礎となった賃金日額の30日分の額の75%未満である場合に支給されます。

また、この給付を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 安定した職業に就職することで被保険者になったこと
- ② 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上であること。
- ③ その就職について、再就職手当を受給していないこと。

支給期間は、就職した日の前日における支給残日数が200日以上の者は、就職日の翌日から2年経過した日の属する月まで、100日以上200日未満の者は1年を経過した日の属する月までの期間となっています。ただし、被保険者が65歳に達した場合は、65歳に達した月までとなります。

◆申請期間◆

高年齢雇用継続給付の支給を受けるためには、最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内に支給申請書を提出する必要があります。

その後は、原則として2ヶ月ごとに支給申請を行います。

3－9 育児休業給付

育児休業給付は、労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする労働者の職業生活の円滑な継続を目的に創設された制度です。

労働者は、育児・介護休業法の定めるところにより、事業主に申し出をすれば、1歳（パパ・ママ育休プラスを利用した場合には1歳2ヶ月）。保育園に入所できない等の場合は1歳6か月または2歳）に満たない子を養育するために、育児休業を取得することができます。

令和4年10月から、子が1歳未満の育児休業が2回まで分割して取得することができるようになります。

また、子が1歳以上の延長期間の始期についても、期間の初日（子が1歳、1歳半）の時点に限定されていたものが、各延長期間の途中でもよいことになります。

事業主は、要件を満たした労働者から休業の申し出があったときにはこれを拒むことはできませんが、一方で、育児休業は必ずしも有給で与えなければならないという定めがありません。

そこで雇用保険では、育児・介護休業法をより実効性のあるものとするために、育児休業給付を行っています。

雇用保険被保険者の方が、1歳（一定の要件に該当した場合には1歳2ヶ月。さらに一定の要件に該当した場合は1歳6か月または2歳）に満たない子を養育するための育児休業を取得し、育児休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、公共職業安定所への支給申請により支給されるものです。

◆受給資格及び支給要件◆

- 1 1歳未満の子を養育するために、「育児休業」を取得した雇用保険被保険者であること。
 - (1) ここでいう「育児休業」とは、職場復帰を前提に取得するものをいい、休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象となりません。
 - (2) 育児休業対象者は男女を問いません。
 - (3) 育児する子は実子・養子を問いません。
 - (4) 期間雇用者も支給対象となります。

●令和4年10月から、1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。

●3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、以下の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外されます。

【回数制限の除外事由】

- I. 別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まつたことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合
- II. 育児休業の申し出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- III. 育児休業の申し出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- IV. 育児休業の申し出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

●また、育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交代で育児休業を取得する場合（延長交代）は、1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金が受けられます。

2 育児休業開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）「完全月」が12ヶ月以上あること。

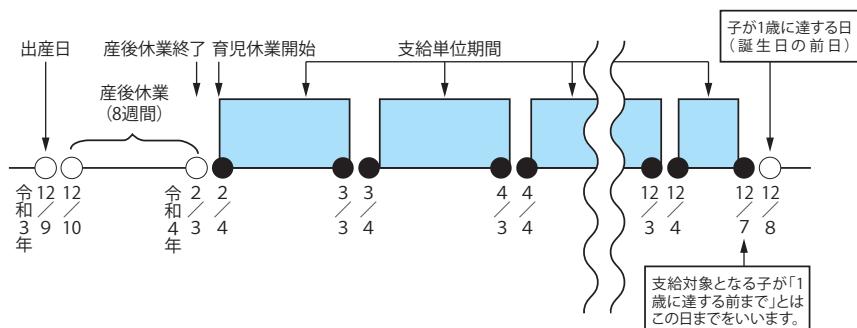
- ・令和3年9月1日以降は、上記の要件を満たさない場合でも、産前休業開始日等を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月が12ヶ月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとして取り扱われます。
- ・育児休業開始前2年間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかつた期間がある場合には、その日数（最大4年）を加算することができます。
- ・育児休業を開始した日とは、産後休業から引き続いて育児休業を取得した女性の場合は出産日から起算して58日目をいいます。また、男性の場合は、配偶者の出産日当日から、育児休業を開始することができます。

- 3 支給単位期間の初日から末日まで継続して雇用保険被保険者資格を有していること。
- 4 各支給単位期間に、就業している日数が10日以下（10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下）であること。
- 5 各支給単位期間において支給された賃金額が、休業開始時賃金月額の80%未満であること（休業終了日が属する「支給単位期間」は、「休業開始時賃金月額」×「支給単位期間の日数」）。

休業を開始した日（通常は産前産後休業を開始した日）の前日から6か月の合計賃金

$$\text{休業開始時賃金月額} = \frac{\text{休業終了日の属する「支給単位期間」は「支給単位期間の日数」を乗じる}}{180} \times 30\text{日分}$$

【例】産後休業に引き続き、子が1歳に達するまで育児休業した場合の事例



◆支給額◆

育児休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、原則として、

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

(育児休業の開始から 6か月経過後は 50%)

です。

支給率が 67% のときの育児休業給付金の上限額は 301,902 円、支給率が 50% のときの上限額は 225,300 円です（令和 3 年 8 月 1 日改定）。

また、育児休業中に賃金支払いがある場合、その賃金が休業開始時賃金日額に支給日数をかけた額に対し、13% を超えるときは支給額が減額され、80% 以上のときは支給されません。

(例) 休業開始時賃金月額が 30 万円の場合の支給額は…

育児休業給付金の額（休業終了日の属する支給単位期間以外の、支給日数が 30 日となる支給対象期間の場合）

- ① 支給単位期間中に育児休業期間を対象とした賃金が支払われていない場合 $30 \text{ 万円} \times 67\% (50\%) = 20 \text{ 万 } 1 \text{ 千円 (15 万円)}$
- ② 休業開始時賃金月額の 13% (30%) 超 80% 未満の育児休業期間を対象とした賃金が支払われた場合 $30 \text{ 万円} \times 80\% (=24 \text{ 万円})$ から、支払われた賃金額を差し引いた額

※ 休業終了日の属する支給単位期間については、休業終了日までの日数を支給日数とし、これを休業開始時賃金日額に乗じて得た額を賃金月額にあてはめて、支給額を計算します。

◆パパママ育休プラス・支給対象期間の延長について◆

いわゆる「パパママ育休プラス制度」を利用し、父母ともに育児休業を取得する場合には、一定の要件を満たすことを条件に、子が 1 歳 2 ヶ月に達する日の前日までの間、最大 1 年まで、育児休業給付金が支給されます。

また、保育所等における保育の実施が行われないなどに該当する理由により、子が 1 歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が 1 歳 6 か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

さらに、子が 1 歳 6 か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合、その子が 2 歳に達する日前までの期間も、育児休業給付金の支給対象となっています。

3－10 出生時育児休業給付

令和4年10月から、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる出生時育児休業（産後パパ育休）の制度が新設されます。

出生時育児休業は、分割して2回まで取得することができます。ただし、分割取得をまとめて申し出ることが必要です。

なお、出生時育児休業期間中は、労使協定を締結している場合に限り、労働者が同意した範囲で休業中に就業することもできます。

◆支給要件◆

1 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

2 休業期間中の就業日数が、最大10日※（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下であること。

・出生時育児休業の取得期間が28日より短い場合は、その日数に比例します。

（例）14日間の休業→最大5日（5日を超える場合は40時間）

10日間の休業→最大4日（4日を超える場合は28時間）

[$10 \text{ 日} \times 10 / 28 = 3.57$ （端数切り上げ）→4日]

◆支給額◆

出生時育児休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、原則として、

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

です。

支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。

○令和4年10月1日以降の出生時育児休業と育児休業

		産後パパ育休 (R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育休制度 (R4.10.1~)	育休制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで	
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで	
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して 2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可	
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲※2で休業中に就業するこ とが可能	原則就業不可	原則就業不可	
1歳以降の 延長			育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定	
1歳以降の 再取得			特別な事情があ る場合に限り 再取得可能※3	
				再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
- ③労働者が同意
- ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、

休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合

⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

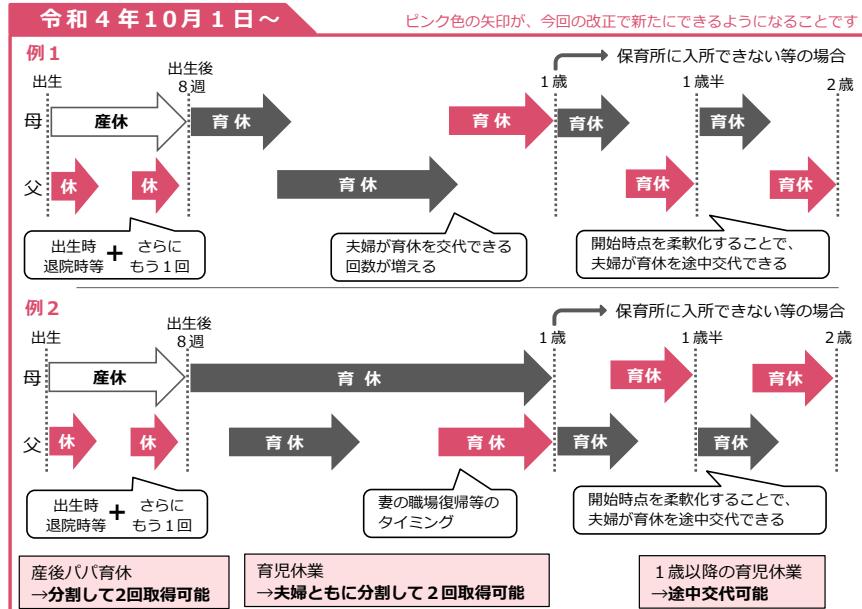
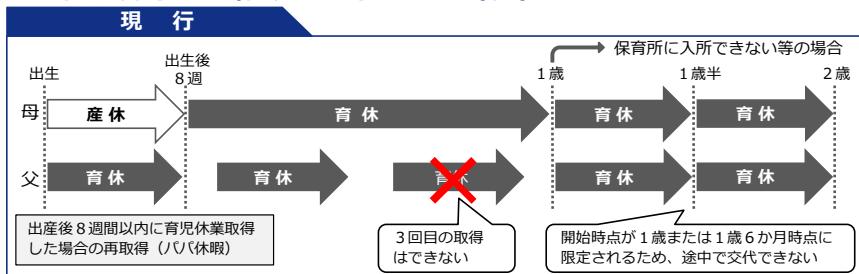
休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	休	6時間
休				休		4時間		休

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

改正後の働き方・休み方のイメージ（例）



※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

(出所) 厚生労働省パンフレット「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」より

3－11 介護休業給付

雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、休業期間中、「介護休業給付金」が支給されます。

労働者は、育児・介護休業法の定めるところにより、事業主に申し出をすれば、要介護状態にある家族を介護するために、介護休業を取得することができます。

介護休業は、要介護状態にある対象となる家族一人につき、常時介護を必要とする状態ごとに、93日を限度に最大3回まで分割して取得することができます。

事業主は、要件を満たした労働者から介護休業の申し出があったときには、これを拒むことはできませんが、育児休業と同様、介護休業は必ずしも有給としなければならないという定めはありません。

そこで雇用保険では、育児・介護休業法をより実効性のあるものとするために介護休業給付を行っています。

介護休業給付とは、一定の要件を満たした雇用保険の一般被保険者について、介護休業期間中に賃金が一定水準を下回ったときに、その被保険者に対して給付金を支給する制度です。

※要介護状態とは

「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にあることです。

※介護休業の対象となる「対象家族」とは

介護休業の対象となる「対象家族」とは、その労働者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）、祖父母、兄弟姉妹、孫のいずれかです。

◆支給要件◆

介護休業給付金は、介護休業開始日から起算した1ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の支給額を計算して支給します。介護休業給付金の対象となる1回の介護休業期間は最長3か月ですので、給付金の支給対象は、1回につき最大3支給単位期間となります。介護休業を分割取得する場合には、分割支給となります。

介護休業給付金の支給に関しては、次の要件を全て満たしていることが必要です。

介護休業給付金の支給要件

- ① 「介護休業の対象となる家族」を介護するために介護休業を取得した雇用保険の一般被保険者及び高年齢者被保険者で、「支給単位期間」の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること。
 - ・ 支給単位期間の途中で離職した場合、当該支給単位期間は支給を受けることができません。
- ② 介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）「完全月」が12ヶ月以上あること。
 - ・ 介護休業開始前2年間に、疾病、負傷等やむを得ない理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった期間がある場合には、その日数（最大4年）を加算することができます。
- ③ 被保険者が、介護休業期間の初日及び末日とする日を明らかにして事業主に申し出を行い、これによって被保険者が実際に取得した休業であること。
- ④ 各支給単位期間に、就業している日数が10日以下であること。
 - ・ 介護休業終了日が属する1ヶ月未満の支給単位期間については、就業している日数が10日以下であるとともに休業している日数が1日以上あることが必要です。
- ⑤ 各支給単位期間において支給された賃金の額が、休業開始時賃金月額の80%未満であること

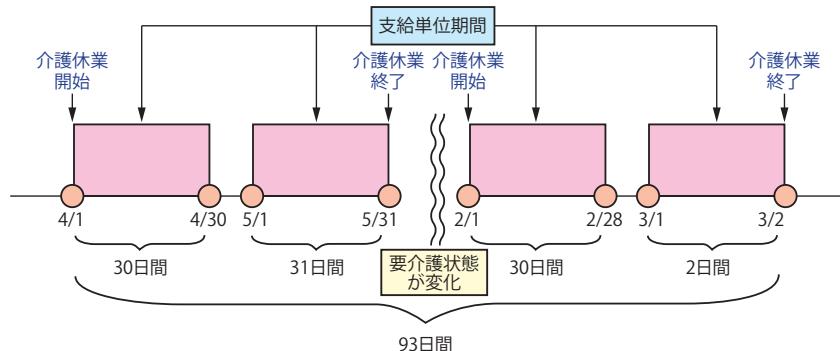
$$\text{休業開始時賃金月額} = \frac{\text{休業を開始した日の前日から}}{\text{6か月の合計賃金}} \times 30 \text{ 日分}$$

$$\text{休業開始時賃金月額} = \frac{180}{\text{休業開始時賃金日額}} \times 30 \text{ 日分}$$

休業終了日の属する「支給単位期間」は「支給単位期間の日数」を乗じる

同一の対象家族について介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業については介護休業給付金の対象となります。ただしこの場合は、同一家族について受給した介護休業給付金に係る支給日数の通算が93日が限度となります。

【例】 4月1日から5月31日まで介護休業取得後、同一対象家族について要介護状態が異なることにより翌年2月1日から3月2日まで介護休業を取得



◆支給額◆

介護休業給付金の支給単位期間ごとの支給額は、原則として、
休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

です。

介護休業給付金の上限額は332,253円です（令和3年8月1日改定）。

また、介護休業中に賃金支払いがある場合に、その賃金が「休業開始時賃金日額 × 支給日数」の13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは支給されません。

3－12 教育訓練給付

雇用保険からの給付には、一定年数以上雇用保険に加入している在職者及び失業者のうち、自発的に職業能力のスキルアップを図ろうとする者を対象に、経費の一部を補填する教育訓練給付金という制度があります。

雇用保険の給付には、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした教育訓練給付制度という制度があります。一定年数以上雇用保険に加入している在職者及び失業者が、自ら費用を負担して厚生労働大臣の指定を受けている講座を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額を、ハローワークから支給するものです。

教育訓練給付は「一般教育訓練給付」と「専門実践教育訓練給付」に分かれており、雇用保険の支給要件期間や給付される額に違いがあります。

◆一般教育訓練給付◆

一般教育訓練給付は、受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、受講開始日時点では被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

支給額は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

◆専門実践教育訓練給付◆

専門実践教育訓練給付は、受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

支給額は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額となります。ただし、その額が1年間で40万円を超える場合の支給額は40万円（訓練期間は最大で3年間となるため、最大で120万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方、又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。この場合、すでに給付された訓練経費の50%と追加給付20%を合わせた70%に相当する額が支給されることになりますが、その額が168万円を超える場合の支給額は168万円（訓練期間が3年の場合。2年の場合は112万円、1年の場合は56万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

ただし、平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（追加給付20%を合わせた場合60%）となります。また、支給の上限額は、年間32万円（追加給付を合わせた場合、年間48万円）となります。

◆支給要件の照会◆

教育訓練給付の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における教育訓練給付金の受給資格の有無、受講しようとする教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうかなどについてハローワークで調べてもらうことができます。これを「支給要件照会」といいます。

◆教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費◆

教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練施設に支払った入学料及び受講料の合計です。検定試験の受験料や、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用などは含まれません。また、受講にあたって事業主から手当等が支給される場合には、明らかに入学料及び受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

◆対象となる講座◆

教育訓練の対象となる講座は、厚生労働大臣の指定を受けていることが必要です。指定講座は、ハローワークで一覧表が閲覧できるほか、教育訓練講座検索システム (http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza) でもご覧になれます。